

平成19年3月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 川田 徹



平成18年(ワ)第241号 詐害行為取消請求事件

口頭弁論終結日 平成19年2月7日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

山形市

被 告

主 文

- 1 被告と[ ]とが平成17年9月9日になした別紙物件目録記載の各土地についての根抵当権設定契約を取り消す。
- 2 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の各土地についてなされた山形地方方法務局平成17年9月9日受付第23102号根抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、訴外[ ](以下「[ ]」という。)に対して不法行為等に基づく損害賠償請求権を有している原告が、[ ]の実兄である被告に対し、[ ]所有の別紙物件目録記載の各土地(以下「本件土地」という。)についてなされた、被告と[ ]との間の根抵当権設定契約を取り消すこと及び根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた事案である。

- 1 争いのない事実等(証拠を付した箇所以外、当事者間に争いがない。)

(1) 〇〇は、株式会社サンワ・トラスト(以下「サンワ・トラスト」という。)の代表取締役であったが、同社の行った架空の通貨証拠金取引によって原告が被った損害につき、不法行為及び平成17年法律第87号による改正前の商法(以下「旧商法」という。)266条の3第1項に基づく責任を負うものとして、原告から損害賠償を求める訴訟を提起され、先ごろ同訴訟において敗訴が確定し(東京地方裁判所17年(ワ)第8901号,東京高等裁判所平成18年(ホ)第108.1号事件),原告に対し,2821万1350円及びこれに対する平成16年8月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うべき債務を負担している(甲1,2)。

なお,サンワ・トラストは,平成17年10月20日,東京地方裁判所において破産手続開始決定を受けている(証人〇〇,弁論の全趣旨)。

(2) 〇〇は,平成16年6月23日,亡父〇〇の相続により本件土地を取得していたところ(相続を原因とする所有権移転登記手続は同年12月27日),平成17年9月9日,実兄である被告との間で,本件土地につき,極度額を3000万円とし,債権の範囲を金銭消費貸借取引,手形債権,小切手債権とし,被告を根抵当権者,〇〇を債務者・根抵当権設定者とする根抵当権設定契約(以下「本件根抵当権設定契約」という。)を締結し,山形地方法務局平成17年9月9日受付第23102号をもって,本件土地に根抵当権設定登記がなされた。

## 2 争点

- (1) 本件根抵当権設定契約の詐害行為性
- (2) 被告の善意

## 3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)(詐害行為性)について  
(原告の主張)

サンワ・トラストは,平成15年7月には既に債務超過状態に陥っており,

その代表者であった●●も、その支払能力を超える多額の損害賠償債務を負担していたものであるところ、本件根抵当権設定契約締結日である平成17年9月9日の時点において、●●には本件土地のほかにも見るべき資産はなかった。そして、そもそも、同日ころ被告が●●に対して合計1600万円を現金で貸し付けたということ自体、極めて疑わしい。

したがって、本件根抵当権設定契約及びその登記は、●●において、原告ら●●の債権者らからの執行を免れ、債権者らを害する目的で行ったものであることは明らかであって、詐害行為性が十分認められる。

(被告の主張)

被告は、●●が上京後金融関係の仕事をしていることは知っていたが、具体的な仕事の内容は知らなかったし、債権者に対し多額の損害賠償義務を負うことも知らなかった。

被告は、平成17年7月末ころ、弟である●●から、不景気で仕事がうまくいかない、資金繰りのため2000万円が必要だ、父から相続した本件土地を担保にするから金を貸してほしいと相談されたので、同年9月9日に本件根抵当権設定契約を締結してその旨の登記をした上、同日に1000万円を、同月15日に600万円を現金で貸し渡しただけのことであって、詐害行為性はない。

(2) 争点(2) (被告の善意) について

(被告の主張)

上記のとおり、被告が●●に1600万円を貸し付けたことは間違いがなく、被告としては、かかる貸金について担保を取っただけのことであって、本件根抵当権設定契約が債権者らを害するものであるとは思っていなかった。

(原告の主張)

被告の主張する●●に対する1600万円の貸金自体が疑わしいことは前述のとおりであって、本件根抵当権設定契約を締結した被告には、詐害の意

思が認められる。仮に、貸金自体が真実であったとしても、被告は、[REDACTED]から「不景気で仕事がうまくいかない。」「資金繰りのため2000万円が必要だ。」などと言われていたというのであるから、本件根抵当権設定契約が他の債権者らを害することを知らなかったとはいえない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (詐害行為性) について

(1) 証拠 (甲1ないし3, 証人[REDACTED] 及び弁論の全趣旨によれば、[REDACTED]が代表者を務めていたサンワ・トラストは、顧客との間で外国為替証拠金取引を行うに際し、後付の架空取引を作出するなどして、組織的に取り込み詐欺的な詐欺商法を行ってきたこと、かかる商法は早晚破綻が必至であり、同社は顧客らに対し、多額の損害賠償義務を負うべきものであって、現に平成15年7月ころには既に債務超過状態に陥っており、その後も債務超過状態が継続していること、[REDACTED]は、サンワ・トラストの代表者として、かかる詐欺商法を主催していたといえるところであり、不法行為責任ないしは旧商法266条の3第1項の責任を負い、自らも顧客らに対して負担能力を超える多額の損害賠償債務を負っていたものであること、特に、原告との関係では、前記損害賠償請求訴訟の状況からして (提訴日平成17年5月9日、第一審における集中証拠調期日は同年11月18日)、本件根抵当権設定契約締結日である平成17年9月9日の時点において、[REDACTED]が原告に対し損害賠償義務を負うことを十分に認識していたといえること、また、同日の時点において、[REDACTED]には本件土地以外にみるべき資産はなかったこと (証人[REDACTED]は、他に株式を保有していたなどと供述するが、それ自体疑わしい上、他方で、月8分もの高利の借入れをしていたとも供述しており、もしそうであれば、高利の借金で株取引をしていたというにすぎず、債務超過で経済的に破綻していたことに変わりなく、確たる財産が本件土地のみであったことについても間違いはない。)、以上の事実が認められる。そうであれば、かかる状況下

で、その真偽はともかく1600万円の借入れに伴い、本件土地に極度額を3000万円とする根抵当権を設定することは、十分他の債権者らに対する詐害行為になるものと認められる。

被告本人は、根抵当権の極度額を3000万円としたことにつき、司法書士の助言や、被告の退職金等による追加貸付の可能性を述べるが、却って、退職金等で追加貸付がなされる可能性があるということ自体、被告と■■■■との強い結びつきを推認させる事情となるものであって、本件のように、同日の時点で必要のない極度額の設定という事実からも、詐害行為性が推認されるというべきである。

なお、被告が主張する1600万円の貸金については、被告の立証（乙1、2の1ないし4、被告本人）によっても、その原資の全てが十分に立証されているとはいえず、同じく被告から1600万円を借りたと供述する証人■■■■も、その用途について十分納得できる供述をしておらず、結局のところ、用途は不明瞭というべきである上、多額の現金を2回にわたり山形で直接授受したということの不自然さも否定できないところであって、本件において、被告の主張する貸金が実際に存在したのか、また、仮に貸金自体は存在したとしても1600万円もの金額であったかは、大変に疑わしいといわなければならない。仮に、貸金自体が存在せず、あるいは1600万円より格段に少ないものであったとすれば、本件根抵当権設定契約の詐害行為性を強める事情となり得るところである。

## 2 争点(2) (被告の善意) について

上記のとおり、本件根抵当権設定契約は、詐害行為に該当するものであるところ、本件において、これに対する被告の善意を立証すべき事情はない。むしろ、被告は、平成17年7月末ころ、弟である■■■■から、不景気で仕事がうまくいかない、資金繰りのため2000万円が必要だ、父から相続した本件土地を担保にするから金を貸してほしいと相談された旨主張しており、この主張自

体、●●●に対する他の債権者の存在や本件土地の唯一資産性に対する被告の認識を自認するものといえる上、被告本人も、本件根抵当権設定契約当時、もはや●●●又はその経営する会社が銀行から融資も受けられない経済状態であることが判っていたこと、●●●には他にも多くの債権者がいて経済的に苦しいものと思っていたこと、●●●には本件土地以外に高額な資産はないものと思っていたこと等を素直に供述しているところであって、しかも、1600万円の貸金の存在が十分に立証されているとはいえない本件において、本件根抵当権設定契約が他の債権者を害することを知らなかったという被告の主張は、到底認められるところではない。

### 3 結論

以上のとおりであって、原告の請求には理由があるから、これを認容することとし、主文のとおり判決する。

山形地方裁判所民事部

裁判官

上杉英司

物 件 目 録

- 1 所 在 山形市 [REDACTED]  
地 番 [REDACTED]  
地 目 [REDACTED]  
地 積 [REDACTED] 平方メートル
  
- 2 所 在 山形市 [REDACTED]  
地 番 [REDACTED]  
地 目 [REDACTED]  
地 積 [REDACTED] 平方メートル

以 上

これは正本である。

平成19年3月9日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 川 田

